

議案第 50 号

桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例(昭和48年桐生市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
桐生市学校給食中央共同調理場	桐生市相生町四丁目 333 番地の 1
桐生市学校給食新里共同調理場	桐生市新里町山上 867 番地 1

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 50 号 桐生市学校給食共同調理場の設置及び運営に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市学校給食中央共同調理場の整備及び黒保根共同調理場の統合に伴い、
条文中の桐生市学校給食中央共同調理場の所在地等について所要の改正を行
うものです。